

# 養父市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



令和2年 2月

養父市通学路安全対策検討会議

## 1. プログラムの目的

---

本市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の制定以後、様々な交通安全対策を推進してきました。

この中において、子どもの安全な通学環境を確保するため、学校周辺での安全な歩行空間の確保や自転車通行環境の改善、自動車の速度抑制対策、交通指導取締りの強化等の対策等を講じるなど、関係機関が連携し積極的な対策を実施してきましたが、依然として憂慮される状況がある現状において、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められています。

平成24年には、全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれる痛ましい事故が相次いで発生したことから、本市においても市内各小学校の通学路において関係機関による緊急合同点検を実施し、点検結果に基づき各種の安全対策を講じるとともに、平成25年に出された3省庁（文部科学省、国土交通省、警察庁）による連名通知「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、継続的な通学路の安全確保に関する取組を推進しているところです。

通学路対策については、地域毎の交通特性や事故発生要因が多種多様にわたる中、個々の状況に応じたきめ細やかな把握と効果的な対策の実施が重要です。

このため、本市では関係機関及び団体の連携を強化し、効果的かつ効率的な通学路の安全確保に向けた取組を継続することを目的として、「養父市通学路安全対策検討会議」を組織し、本市の通学路対策に関する取組の基本方針となる「養父市通学路交通安全プログラム」を策定することにより、対策の一層の推進を図ることとしています。

安全な通学環境の確保のためには、その基盤となる施設整備と合わせ、道路利用者である全ての人に対する「交通安全教育」が不可欠です。

児童・生徒をはじめ社会全体に対する「交通安全教育」を実施することにより、交通安全思想の普及徹底を図り、自ら危険を予測し回避する意識や能力を高めるとともに、他者の安全にも配慮する意識を向上させるための取組を推進しています。

## 2. 養父市通学路安全対策検討会議の設置

---

通学路の効果的かつ効率的な安全確保のため、以下の機関及び団体等による「養父市通学路安全対策検討会議」を組織し、関係機関の連携強化を図るとともに、円滑な対策の検討、実施及び交通安全意識の高揚を推進します。

### 〔 養父市通学路安全対策検討会議 〕

機関及び団体等名	職名等
国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所	道路管理課長
兵庫県但馬県民局養父土木事務所	道路第1課長
兵庫県但馬県民局養父土木事務所	道路第2課長
養父警察署	交通課長
養父市区長会	会長
養父市社会福祉協議会	事務局長
養父市民生委員児童委員協議会連合会	会長
養父交通安全協会	関係支部長
養父市子育て支援協力隊	会長
養父市PTA連絡協議会	会長
養父市子ども会育成連絡協議会	会長
養父市小学校長会	関係小学校長
養父市中学校長会	関係中学校長
養父市市民生活部	市民課長
養父市まち整備部	建設課長
養父市教育委員会	教育部長

### 3. 通学路の安全確保に向けた取組方針

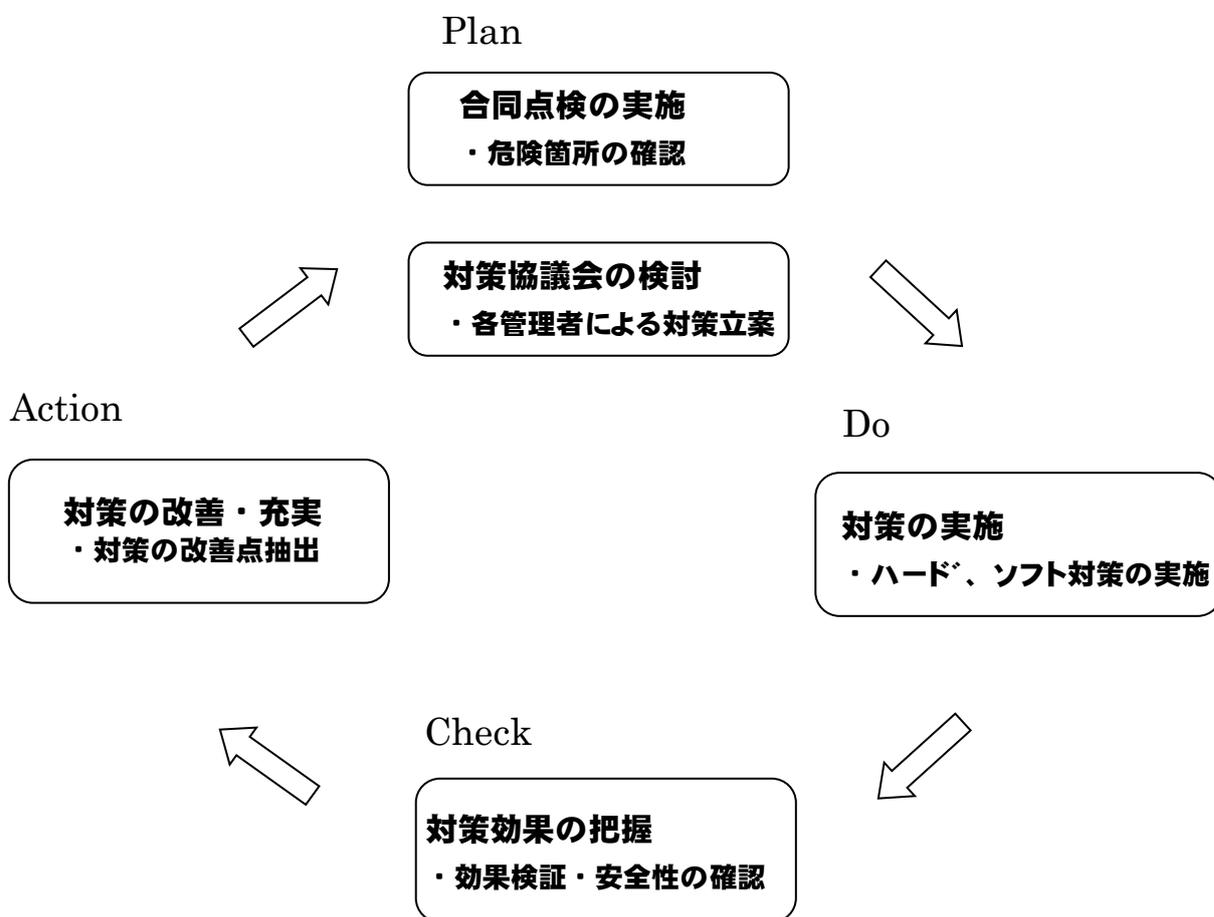
---

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

#### [ 通学路安全確保のためのP D C Aサイクル ]



#### (2) 危険箇所の把握と合同点検の実施

通学路における危険箇所については、各学校からの報告や道路管理者、警察署等が掌握している箇所について情報交換を行い把握します。把握した危険箇所について、必要に応じて、合同点検を実施します。

### (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や路面標示新設のようなハード対策や通学路変更のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

### (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

### (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、アンケート、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

### (6) 対策の改善・充実

対策実施後、効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるように努めます。

## 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」を作成し、公表します。

### 【別添資料】

#### 別添① 対策一覧表

○養父市通学路安全対策検討会議設置要綱

平成 26 年 9 月 24 日  
教育委員会訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、養父市通学路安全対策検討会議の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 通学路の安全確保について迅速に対応し、通学時における児童生徒の交通事故等を防止するため、養父市通学路安全対策検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の安全対策に関すること。
- (2) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 検討会議は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから養父市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 自治会の代表者
- (3) 小中学校校長会の代表者
- (4) 保護者の代表者
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを決定する。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 検討会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 検討会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

附 則(平成 30 年教委訓令第 3 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。